

# 介護人材の届出システムの概要(平成29年4月1日稼働)

## 1 届出の概要

社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。  
 ※ 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程の修了者も届け出ることが可能となっている。

## 2 届け出るタイミング

- ①社会福祉事業等を実施する事業所を離職するなど以下の場合
  - ◆介護福祉士等が離職した場合
  - ◆社会福祉事業等に従事しなくなった場合
  - ◆介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合
  - ◆平成29年4月1日において、現に業務に従事していない介護福祉士等
- ②既に届け出た事項に変更が生じた場合

## 3 届け出る事項

- ◆氏名、生年月日及び住所
  - ◆電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
  - ◆介護福祉士の登録番号及び登録年月日
  - ◆就業に関する状況
- ※上記の他、任意事項として、復職意向や希望条件など

## 4 届け出る方法

◆届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※人材センターへの来所による届出も可。  
<http://www.fukushi-work.jp/todokede/> (介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」)

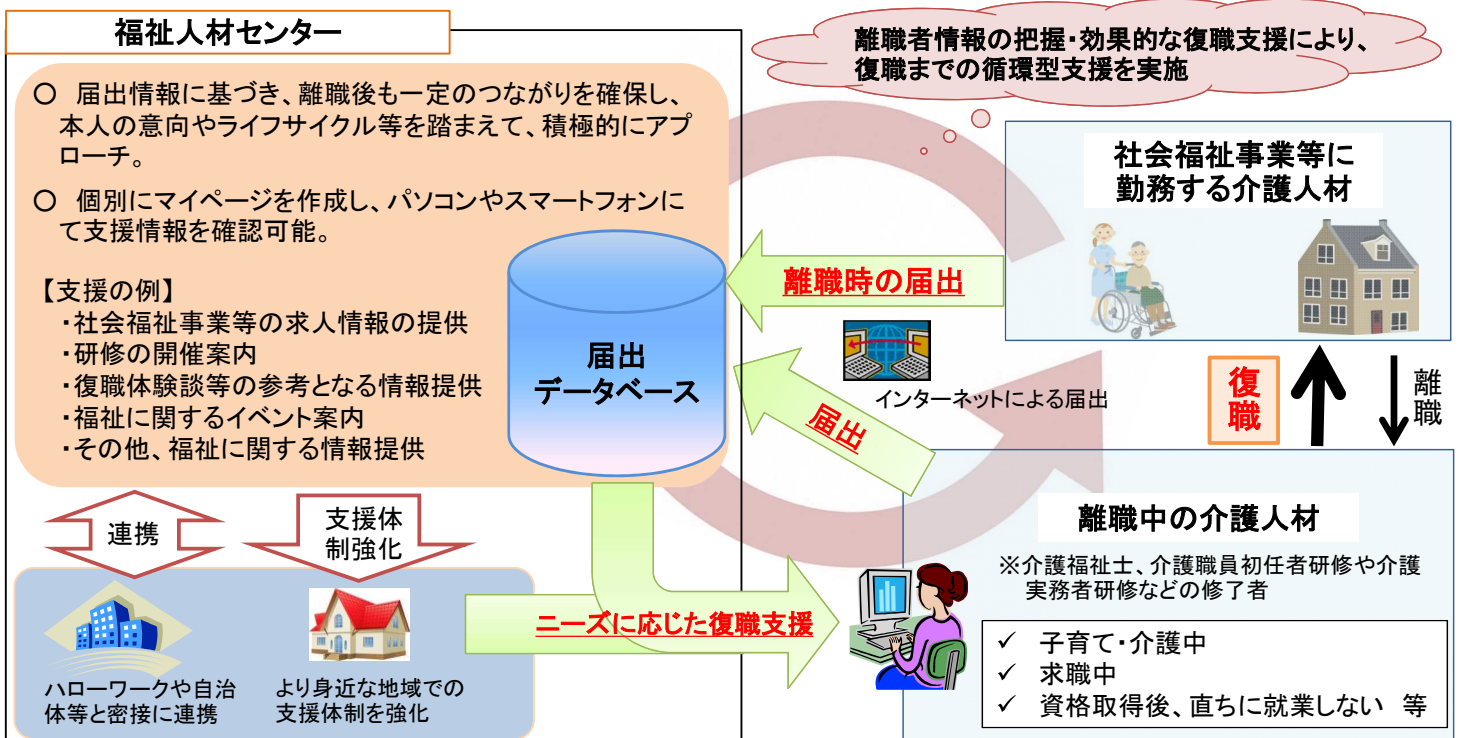


## 5 関係者による届出の支援

- ①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。
  - ◆社会福祉事業等を経営する者
  - ◆介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者
- ②「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

## 福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

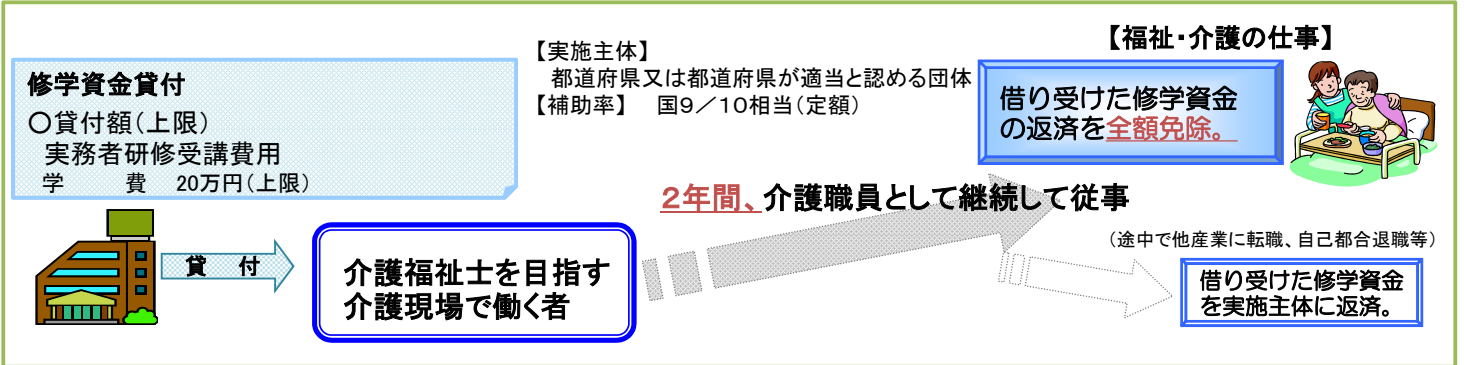
- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんや復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。



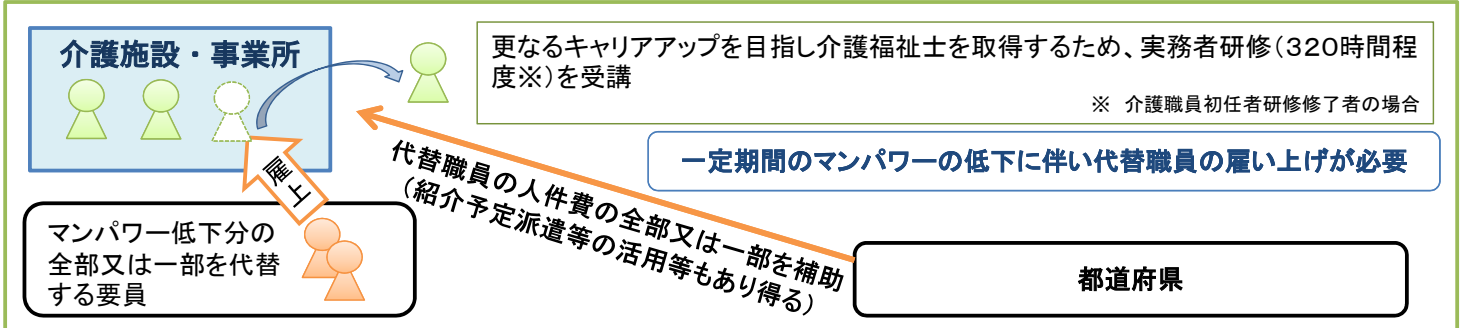
## 働きながら介護福祉士取得を目指す介護人材への実務者研修受講支援

- 介護現場で働く介護人材のキャリアアップを推進するため、平成28年度より介護福祉士国家試験の受験要件となる実務者研修に係る返還免除付き学費(研修受講料)貸付の要件を緩和した上で、介護人材の定着の促進を図る(介護福祉士修学資金等貸付制度のメニュー事業)。
- また、実務者研修受講時の代替職員の雇い上げ経費についてその全部又は一部を補助(地域医療介護総合確保基金)。

### 実務者研修の受講費用貸付事業の実施イメージ(介護福祉士修学資金等貸付事業(平成24年度よりメニュー化))



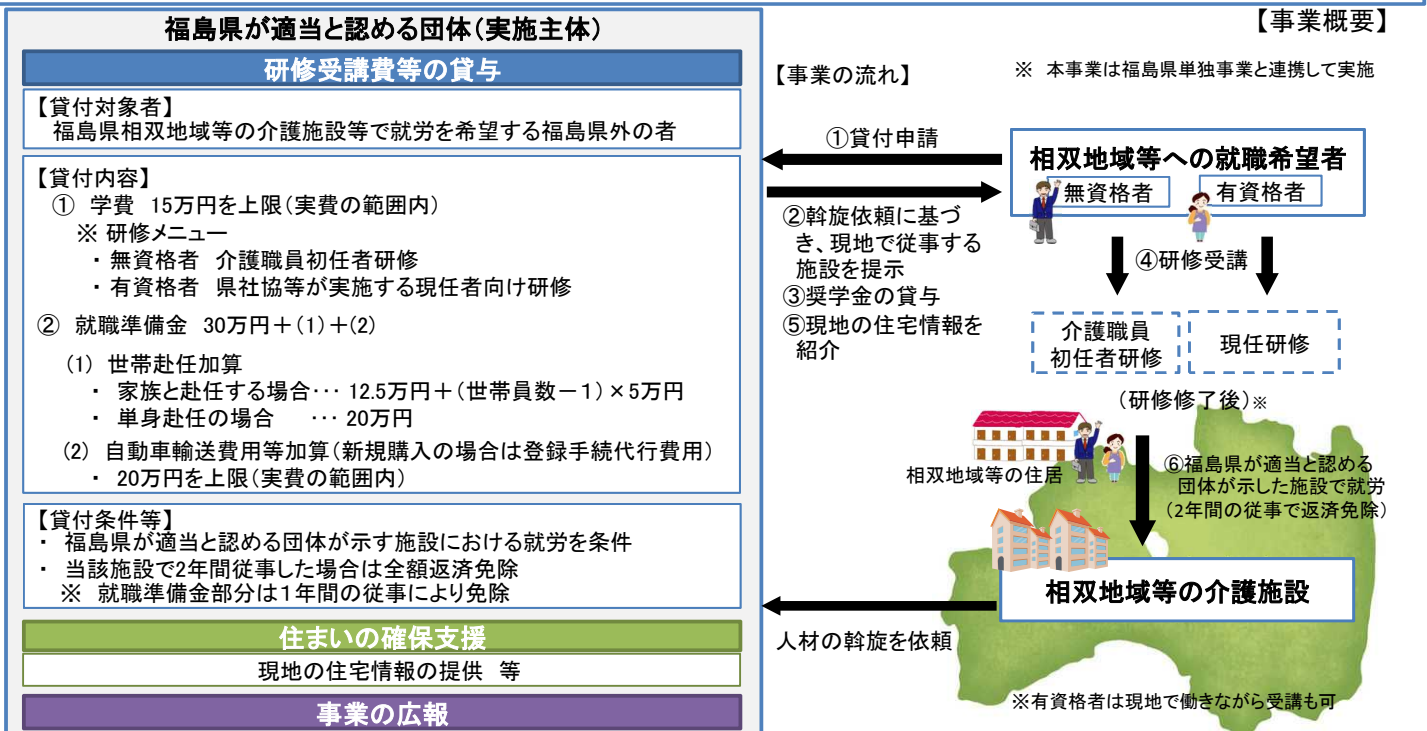
### 介護職員の実務者研修受講時の代替職員確保事業の実施イメージ(地域医療介護総合確保基金の27'補正予算による積増し)



## 被災地における福祉・介護人材確保事業

平成29年度予算額案:0.9億円  
(東日本大震災復興特別会計)

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への福島県外からの就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。
- 全国的に介護人材の確保が課題となっている状況ではあるが、今後、避難指示の解除と帰還に向けた取組を進めていくにあたり、福島県相双地域等における人材の確保は重要な取組であることから、各都道府県においても広報誌などを活用し、当該事業の積極的な周知をお願いしたい。



# 被災地における福祉・介護人材確保事業の実施状況

## 研修受講費等の貸与

- 事業に係る相談件数 26年度：52件 27年度：358件
- 奨学金の貸与
  - ・就職準備金 26年度：28人 27年度：34人 28年度(1月末時点)：26人
  - ・介護職員初任者研修等の受講料 26年度：5人 27年度：1人
- (参考) 福島県外から相双地域等の介護施設等への就職者数
  - 26年度：45人 27年度：41人 28年度(1月末時点)：44人

## 住まいの確保支援

- ・福島県と福島県宅建協会とで協定を結び、相双地域の介護保険施設等が不動産業者にに対し住まいに関する相談を行ったり、情報提供を受ける仕組みを構築。
- ・採用予定の応募者に対し、施設・事業所近隣エリアの住宅情報を情報提供。

## 事業の周知・広報

- (1) 雇用・労働・人材確保等の会議における事業説明の実施
- (2) 相双地域等の法人等訪問
- (3) 県外の介護福祉士養成校訪問
- (4) 県外の学生等を対象とした就職フェアの実施（ブース出展）
- (5) 県外避難者に対するパンフレット等の配布
- (6) 関係機関へのポスター及びパンフレットの配布
  - ・県内施設事業所、県内並びに全国規模の職能団体及び事業者団体
  - ・県内外各関係機関、全社協、都道府県社協（福祉人材センター）等
- (7) 就職応援ページの作成
  - ・県外からの就職者、奨学金利用者を取材し、県社協HPに掲載
- (8) JR東日本・東京メトロ主要駅へのポスターの掲示などの事業の周知に関する取組を実施。

## ○ 福島県社会福祉協議会ホームページでの広報



今、福島の福祉にあなたの力が必要です。  
介護職を目指すあなた、介護でチャレンジしませんか!!

～福島県民からの介護職員確保後援・後援団体の推進活動も紹介です～

福島県では、21年度、介護職員確保を推進してることによって、県内各事業所が介護職の確保が難しくありません。また、介護施設や介護事業者が求めている人材が確保でき、介護職員が活躍できる環境が整っています。

介護事業や福祉サービスを提供する上で、正社員としての介護職の確保は、事業の持続性やサービスの質を高める上で重要な役割を果たしています。また、介護職員が活躍できる環境を整えることで、介護職の確保が容易になり、介護事業の発展が期待されます。

この機会にぜひ、介護職を目指すあなたに、介護でチャレンジする機会を提供します。

～この機会にぜひ、介護職を目指すあなたに、介護でチャレンジする機会を提供します～

～この機会にぜひ、介護職を目指すあなたに、介護でチャレンジする機会を提供します～

## ○ 事業周知用ポスター（全国に配布・掲示中）



## 第2 外国人介護人材の受入れについて

# 外国人介護人材の受入れについて

○ 介護人材の確保については、国内人材の確保対策を基本とし、外国人の介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受入れ等のそれぞれの制度趣旨に沿って実施する。

## 1. 現状

### 【① EPAに基づく介護福祉士候補者等の受入れ】

○ 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。これまで2,777人の介護福祉士候補者を受け入れ、440名が資格を取得。（平成29年1月1日現在）

### 【②介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与】【③技能実習制度への介護職種の追加】

- ・ 介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」
- ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」

は、昨年11月18日に成立、同月28日に公布。

## 2. 今後の取組

### 【① EPAに基づく介護福祉士候補者等の受入れ】

○ EPA介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知の発出を行った上で、告示改正によりEPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加する。施行日は平成29年4月1日。

### 【②介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与】

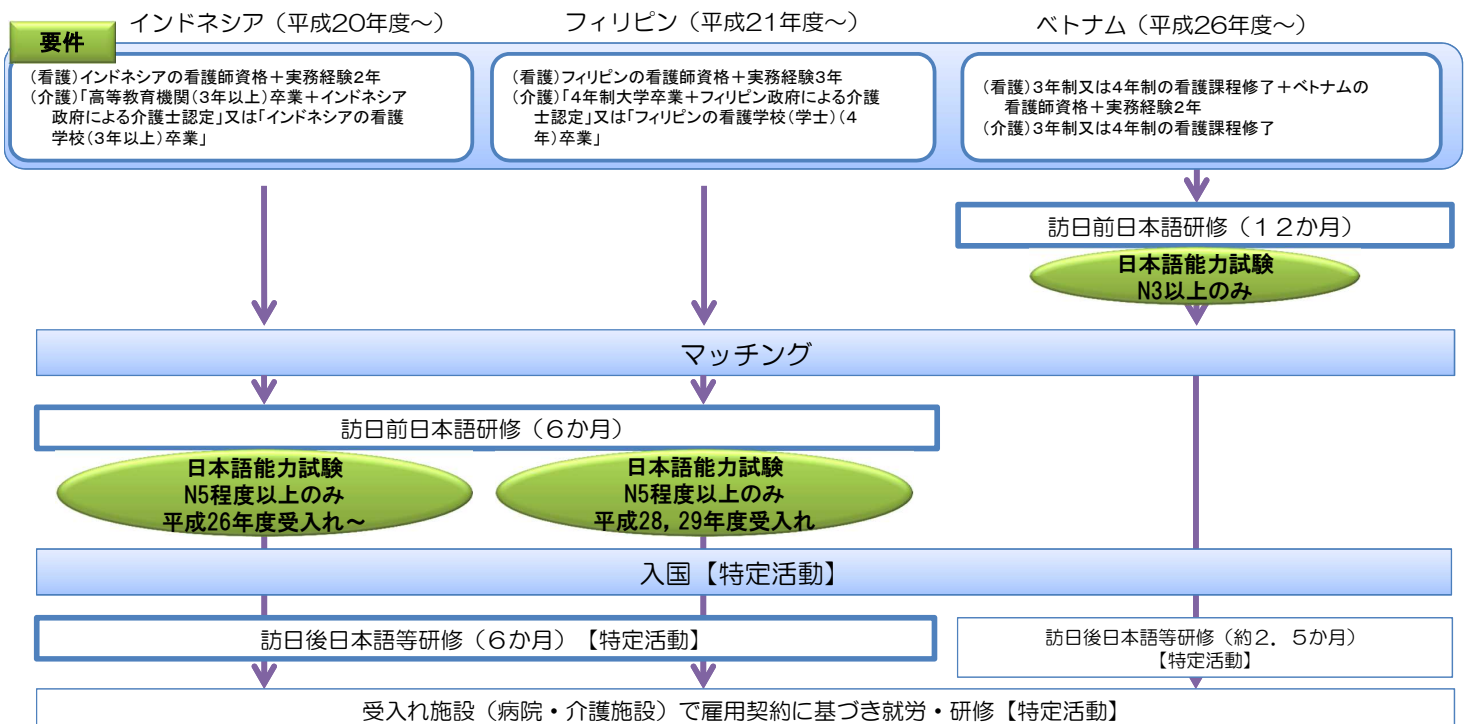
○ 円滑に留学生を受け入れられるよう、介護福祉士養成施設における外国人の留学生を受け入れる場合の取扱について通知を発出した。各都道府県におかれては、内容を御了知の上、適切な指導をお願いしたい。  
 なお、今後、法務省令が改正（介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生に限定。）予定。

### 【③技能実習制度への介護職種の追加】

○ 今後、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015年版（平成27年2月10日閣議決定）等）に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行う。

# 経済連携協定に基づく受入れの枠組

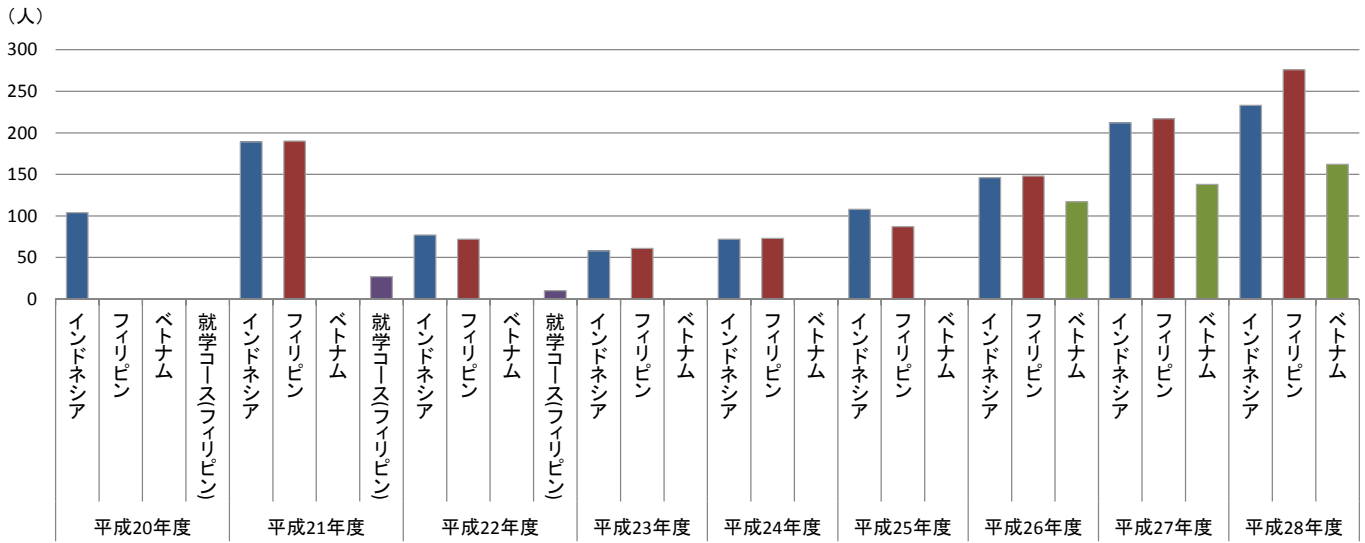
○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



※ 【 】内は在留資格を示す。  
 ※ 日本語能力試験N2以上の候補者は本枠の日本語研修を免除。  
 ※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

# 介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は2,700人超。



入国年度	国	在留資格「介護」による受入れ									累計
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	1,199
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	1,124
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	417
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	2,740
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。  
 ※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

## 在留資格「介護」の創設

### 背景

- 要介護者 564万人(H25年度)
- 介護従事者 171万人(H25年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

#### ★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

#### ★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生在が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

#### 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革  
外国人が日本で活躍できる社会へ

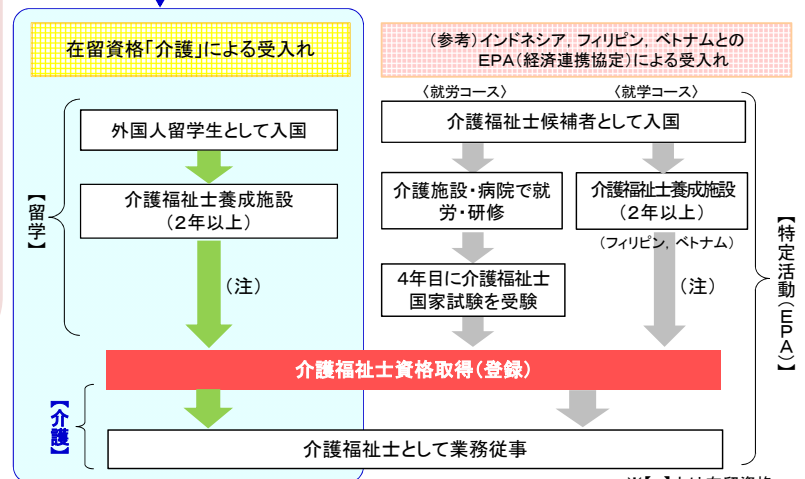
(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

- 我が国で学ぶ外国人留学生在が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

### 在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

介護 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



(参考)

介護福祉士登録者数 129.3万人(H26年度)  
介護福祉士養成施設数 378校(H26年4月)

(注) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。



## 在留資格「介護」の創設に伴う通知の発出について

- 円滑に留学生を受け入れられるよう、介護福祉士養成施設における外国人の留学生を受け入れる場合の取扱いについて通知(※)を発出した。各都道府県におかれては、以下の内容を御了知の上、適切な指導をお願いしたい。

※ 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)

「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第918号、社援発第0328002号、文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

- 外国人の留学生を受け入れる場合には、次のとおりの取扱いとすること。
  - ① 介護福祉士学校で留学生を受け入れる際は、責任を持って在籍の管理を行うとともに、留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。
  - ② 留学生の受入れに際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。
    - ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。
    - イ 奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。
    - ウ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

## 介護福祉士資格を取得した留学生に対する在留資格「介護」の創設について

- 介護福祉士資格を取得した留学生に対する在留資格「介護」の創設については、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150881.html>)において、以下のとおり情報を公表。

- 平成28年11月28日に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成28年法律第88号)が公布され、我が国の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、国内で介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事することを可能とする在留資格「介護」が新たに創設され、公布の日から起算して1年以内に施行されることとなっています。(施行日は現時点で未定)
- 今般、同法を所管する法務省において、平成29年4月から施行日までの間に、在留資格「介護」に該当する活動を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める特例措置の実施が公表されました。この特例措置により、本年3月に養成施設を卒業予定の留学生及び過去に養成施設を卒業した元留学生が、本年4月以降介護福祉士として国内で就労することが可能となります。(本特例措置の詳細はこちら(法務省入国管理局HP))
- 今後、本制度の施行に向けて、随時情報を公表してまいります。

## 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

### 法律の概要 ※ 法務省及び厚生労働省で共管

#### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

#### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

#### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

### 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立  
平成28年11月28日公布

## 産業競争力の強化に関する実行計画(2016年版)(抜粋) (平成28年2月5日閣議決定)

### 二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

#### 1. 「日本産業再興プラン」関係

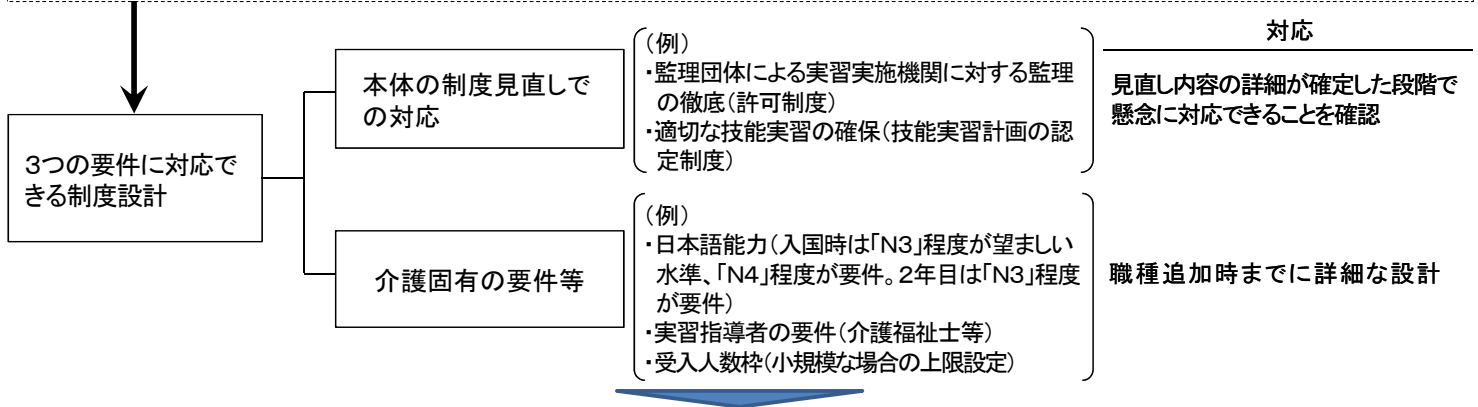
#### (2) 雇用制度改革・人材力の強化

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するための措置を速やかに講じる。</li> <li>・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長(3年→5年)のための措置を速やかに講じる。</li> </ul> <p>※上記を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を平成27年通常国会に提出した。</p>	法務大臣 厚生労働大臣
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。</li> </ul>	厚生労働大臣

# 技能実習制度への介護職種の追加について

## 【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加
  - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
  - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
  - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、具体的な制度設計を進める。具体的には、有識者の検討会によるとりまとめ(別紙参照)を踏まえ、コミュニケーション能力、受入人数枠や指導体制などの実習機関・体制の要件、監理団体の要件について告示等で定めるとともに、技能実習評価試験(公的評価システム)の構築を進める必要がある。これらの介護の固有要件の設定や公的評価システムの構築を行い、新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行う。

## 介護職種の追加に係る制度設計の考え方

(外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ(平成27年2月4日))

1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ことからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)</li> <li>・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)</li> <li>・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)</li> </ul>
2. 必要なコミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件</li> <li>・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応</li> </ul> (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
3. 適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定</li> <li>・各年の到達水準は以下のとおり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル</li> <li>2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル</li> <li>3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル</li> <li>5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル</li> </ul> </li> </ul>
4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)</li> <li>ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない</li> <li>・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定</li> </ul>
5. 適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ人数の上限 : 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで</li> <li>・受入れ人数枠の算定基準 : 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定</li> <li>・技能実習指導員の要件 : 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等</li> <li>・技能実習計画書 : 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める</li> <li>・入国時の講習 : 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ</li> </ul>
6. 日本人との同等処遇の担保	「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入時 : 賃金規程等の確認</li> <li>・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告</li> </ul> ※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討
7. 監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る</li> </ul>



## 技能実習制度への介護職種の追加について

○ 技能実習制度への介護職種の追加についてのQ&Aは以下のとおり。今後、具体的な内容が決まり次第、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>) 等で随時公表予定。

問1. 技能実習制度への介護職種の追加の趣旨について教えてください。

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくりに協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているものです。

技能実習制度への介護職種の追加についても、技能実習制度の趣旨に沿って「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的」とするものであり、介護人材の不足への対応を目的とするものではありません。

また、日本は他国と比較し、高齢化が急速に進展しており、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応している日本の介護技術を海外から取り入れようとする動きも出てきています。こうしたことを踏まえれば、日本の介護技術を他国に移転することは、国際的に意義のあるものであり、技能実習制度の趣旨にも適うものと考えています。

問2. 介護職種の追加は、いつ頃になるのでしょうか。また、技能実習生の入国時期は、いつ頃になるのでしょうか。

技能実習制度への介護職種の追加は、新たな技能実習制度の施行(※)と同時に進行することとしています。

なお、新たな技能実習制度の施行前であっても、介護職種を追加する省令や介護固有の要件を定める告示が公布された後であれば、各種申請を受け付けることを想定しています。また、技能実習生の入国時期については、入国手続き等のための期間が必要となるため、実際には、介護職種の追加から一定期間後に、実習生が入国することとなります。

※ 公布の日(平成28年11月28日)から一年以内。

問3. 介護職種の追加や介護固有の要件(注:介護職種において技能実習制度本体における要件に加えて必要となる要件)は、どのように定められるのでしょうか。

介護職種の追加については、技能実習法に基づく主務省令の改正により定められる予定です。また、介護固有の要件については、技能実習法の主務省令に基づく厚生労働大臣告示において定められる予定です。

問4. 介護の技能実習生の要件について教えてください。

技能実習制度における要件(18歳以上であること等)に加えて、日本語能力要件として、1年目(入国時)は日本語能力試験「N4」程度、2年目(2号移行時)は「N3」程度を求めるほか、厚生労働省において、介護分野の有識者等に参加・検討いただいた「外国人介護人

材受入れの在り方に関する検討会」の中間まとめ(平成27年2月4日)(以下「中間まとめ」という。)で示された内容に基づき、今後、詳細を具体的に検討していきます。

問5. 介護の技能実習生の受入れ施設の要件について教えてください。

技能実習制度における要件に加えて、

- ・ 経営が一定程度安定している機関として、原則として設立後3年を経過している機関に限定する。
- ・ 受入れ人数の上限として、小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%までとする。
- ・ 受入れ人数枠の算定基準として、「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定する。
- ・ 技能実習指導員の要件として、介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等を求める。

このほか、中間まとめで示された内容に基づき、今後、詳細を具体的に検討していきます。

問6. 介護の技能実習における監理団体の要件について教えてください。

技能実習制度における要件に加えて、中間まとめで示された内容を踏まえ、「監理の徹底を図る」という観点から、今後、詳細を具体的に検討していきます。

問7. 技能実習「介護」において、国による支援はあるのでしょうか。

技能実習は、実習実施者や監理団体の負担により行われるものであり、技能実習制度として国による支援はありませんが、技能実習「介護」については、国として介護の技能実習生の日本語学習の環境整備のための支援を行っていくこととしています。(日本語学習の環境整備のための支援例)

- ・ 自己学習のためのWEBコンテンツの開発
- ・ 介護の日本語テキスト作成
- ・ 実習実施機関における標準的な日本語学習プログラムの開発
- ・ 実習実施機関の日本語学習指導者向け手引きの開発
- ・ 聴解学習プログラムの開発